

2018年3月14日

—第69回日弁連定期総会（5月25日高松市）—

# 最高裁判所に対し修習貸与金返還請求の撤回を求める発議にご協力ください

（呼びかけ人）

石田亮（東弁・60期）、花澤俊之（二弁・61期）、藤田城治（二弁・56期）、山本志都（東弁・55期）

（賛同人）

青木秀樹 36 秋田光治 33 朝倉淳也 45 浅野真平 68 阿部哲二 36 天野茂樹 28 有満俊昭 25 李宇海 45 石井久子 45  
 石川智美 65 石塚徹 38 伊志嶺善三 21 石本伸晃 55 伊東香保 25 井上章夫 33 井上健三 28 井上啓 47 指宿昭一 60  
 井堀哲 55 井門忠士 26 岩井信 54 岩本洋一 25 殷勇基 48 牛尾茂 33 宇田川和也 32 打田正俊 25 上野登子 16 江頭節子 54  
 榎本倫晃 70 及川智志 51 太田常晴 35 大多和暁 42 大槻厚志 31 岡田奉典 65 岡田久枝 24 岡本光樹 59 小笠原彩子 27  
 奥住恭央 66 奥村昌裕 58 小口千恵子 33 小沢弘子 44 小野光寛 47 尾花真理子 42 加藤寛崇 61 金井厚二 20  
 金井高志 41 金井健 63 金丸精孝 28 神谷誠人 40 川口創 55 河村健夫 53 川本藏石 40 菅陽一 54 岸本由起子 42  
 北潟谷仁 26 北田美由紀 67 木下威英 60 木下肇 19 清田乃り子 36 楠本敏行 39 久保哲夫 35 久保田聡 63 藏本怜子 33  
 黒川直毅 70 古賀大輝 68 小竹広子 61 小谷成美 62 小西隆 21 小松英宣 24 小宮玲子 53 小見山大 46 小宮山博 31  
 薦田伸夫 31 小山一郎 57 合田勝義 26 後藤玲子 26 齋藤孝平 66 齋藤拓生 42 齋藤芳則 35 坂本皖哉 27 坂本裕之 36  
 桜田英志 45 佐々木惣一 51 佐藤鋼造 27 佐藤勉 23 佐藤直樹 65 佐藤宏紀 67 佐藤裕人 33 澤田恒 28 清水毅 47  
 下地聡子 69 新川登茂宣 39 末吉永久 54 杉浦龍至 42 鈴木泉 28 鈴木達夫 43 須藤博 45 千本忠一 29 相馬弘昭 48  
 宋惠燕 59 高尾徹 49 高木敦子 31 高島章 45 高橋和敏 43 高谷滋樹 67 高山俊吉 21 高山昇 37 瀧康暢 46 田鎖麻衣子 47  
 武内更一 38 田中俊夫 26 田中幹夫 18 田中泰雄 31 田仲美穂 43 田中礼司 49 谷口麻有子 61 田畑元久 47 辻野和一 35  
 津田麻紀子 62 土谷修一 36 徳田靖之 21 戸館圭之 60 外塚功 33 轟道弘 43 富崎正人 36 鳥毛美範 28 内藤隆 31  
 中井雅人 68 中川瑞代 33 中川素充 54 仲里歌織 65 中田憲悟 44 中西義徳 38 中丸莊一郎 25 中村貴之 39  
 中村昌樹 56 長尾俊明 32 長崎玲 55 永田誠 27 永谷修一 66 長塚明人 67 成合一弘 40 成合陶平 70 西島正 30  
 西村正治 46 沼田敏明 22 野崎奈央子 65 野間啓 46 野間俊美 野村修一 53 野村尚 31 畠山将樹 64 萩尾健太 51 秦清 26  
 林幸平 57 葉山岳夫 19 原山剛三 18 馬場勝也 42 朴憲浩 67 樋口譲 47 平塚有祐 65 福岡孝往 67 福田照幸 26  
 福地祐一 23 福山勝紀 65 藤井直芳 69 藤浦龍治 42 藤沢抱一 27 藤田温久 42 藤田正人 44 本田兆司 29 前谷保成 65  
 増井喜久士 30 増田祥 28 増本陽 67 松井隆司 65 松尾美幸 58 松岡優子 43 松澤陽明 28 眞継寛子 47 松田哲昌 17  
 松村武 48 松本光寿 23 松本素彦 36 三浦桂子 49 三嶋健 44 三平隆史 70 宮下和貴 64 向山富雄 39 牟田哲朗 34  
 武藤輝輝 67 森川文人 43 門間久美子 41 山川富太郎 33 山口敬二 42 山崎吉男 44 山崎忠志 20 山下綾子 18 山田訓敬 50  
 山田延廣 31 山本高行 30 雪下伸松 13 湯本清 22 横田雄一 26 吉江暢洋 56 吉田奈津子 51 吉田瑞彦 41 吉見幸造 23  
 李博盛 44 柳教日 58 和久田修 43 渡辺務 33（3/14 現在 212 名、50 音順、敬称略、数字は修習期）

★「発議」にご参加いただける方は、**㊦** **㊧**住所宛にご郵送ください。

㊦「発議書」を点線で切り取り、「所属会」「会員名」「登録番号」を自署にてご記入の上、捺印して封書（切手 82 円貼付）で㊧住所宛、3月26日（月）必着でご返送ください。（なお、宛名住所は㊦を切り取ってラベルとしてご利用ください。）

〒107-0062

東京都港区南青山 5-4-6

パレロワイヤル南青山 503

表参道共同法律事務所 行

（連絡先）電話番号 03-6450-6470

カンパにご協力下さい。1口3000円(可能なら数口)☆全会員宛 FAX 経費などが必要です。

（振込先）三菱東京UFJ銀行・銀座通支店（店番 024）口座番号 普通預金 0757379  
名義 ベンゴシフジタマサト

## 発議書

2018年5月25日に香川県高松市で開催される日本弁護士連合会第69回定期総会に、同連合会議事規程第6条第1項及び第3項に基づき下記決議案を議案とすることを発議する。

2018年 月 日

\_\_\_\_\_ 弁護士会 登録番号 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 印

## 決議案

当連合会は、最高裁判所に対し、新65期から70期の司法修習生であった者に貸与した修習資金の返還請求を撤回することを求める。

## 発議の理由

- 1) 最高裁は、本年1月、新65期司法修習生に「年賦金等通知書」を送付し、「貸与した修習資金」の返還請求手続を開始した。経済状況が逼迫する中で、法科大学院時代の奨学金の返済に加えて、貸与金の返還請求を受けた会員たちは、生活の維持に暗澹たる思いを抱いている。
- 2) 60年以上にわたって維持されてきた修習給費制は新65期生から廃止された。修習生の約8割が総額平均約300万円にのぼる修習資金の貸与を余儀なくされた。現在修習中の71期生からは、金額的には低額であるものの「修習給付金制度」により給費制が再開されたが、約1万人にのぼる新65期から70期の貸与制世代の元修習生は置き去りにされたままである。
- 3) 修習年が違うだけで、貸与金の返還請求を受ける立場におかれることは、著しく不公平である。「弁護士を激増すれば国庫負担が大きくなる」という口実で行われた給費制廃止は、弁護士に対する対決と抑圧をその基底にもつものと言うほかない。貸与制世代が理不尽な負担を被ることについて、当該世代以外の弁護士からも怒りの声が上がっている。日ごろ高い会費を徴収している日弁連の存在意義が問われている。弁護士会が一丸となって対抗する時だ。
- 4) 裁判所法上、貸与金の返還請求は最高裁の専権とされ、最高裁が返還を求めなければ、貸与制世代はその返還から解放される。しかし、日弁連執行部は「最高裁は貸与金の返還免除ないし猶予を拒否している」と、返還請求に日弁連として正面から立ち向かおうとしない。
- 5) 以上の状況に鑑み、本年5月25日に高松市で開催される日弁連定期総会において、日弁連が組織を挙げ、不退転の決意をもって、「最高裁に対し、修習貸与金の返還請求を撤回することを求める」旨の決議を挙げることを発議するものである。

以上